

「自治会館使用規則」細則

本細則は、自治会館使用規則を補則するものである。

1. 第5条の管理員の資格は、健康でボランティア活動に理解があり公募により応募者の中から会長および会館管理部会長等の面接により適任者を選任し任命する。
2. 第8条の申請方法については、「香川自治会館利用団体・サークル申込書 様式1」に必要事項を記載の上、申込み時に管理員に届け出る。
また、記載内容に変更や取り消し等があった場合には直ちに再申請を行う。
3. 第12条の特認団体とは福祉関連のボランティア団体や幼児児童支援の団体（子ども会、学童保育、子育て支援など）、社会的に奉仕活動を行っている団体等について「自治会館特認団体使用申請書 様式4」に記載の上、申請のあったものについて役員会に諮り承認を得た団体は使用料を減免できる。
4. 第16条の営利を目的とした団体の内、1項および2項に該当し、「自治会館営利団体使用申請書 様式5」に記載の上、申請のあったものについて会館管理部会に諮り承認を得た団体は使用できる。
承認団体は承認後、役員会に報告する。
5. 本細則の制定日は 平成23年7月1日 とする。

1. 部屋使用料金 — アンダーバーが改正点

別表1

団体名	使用室名	使用区分(時間)と使用料 単位円			備考	
		朝(9~12)	昼(1~5)	夜(6~9)		
香川自治会員が 参加している団体	第1会議室	1,500	1,500	1,500	区分利用	
		2,400			—	2区分利用
	第2会議室	800	800	800	区分利用	
		1,300			—	2区分利用
	第3会議室	1,000	1,000	1,000	区分利用	
		1,600			—	2区分利用
	多目的室	1,300	1,300	1,300	区分利用	
		2,100			—	2区分利用
		—	2,100			
	玄関前広場	1,000	1,000	1,000	区分利用	
1,600			—	2区分利用		
営利団体 (会館使用規則第16条 に該当する団体)	第1会議室	7,500	7,500	7,500	使用が区分された時間 をまたがった時は 両区分の料金	
	第2会議室	4,000	4,000	4,000		
	第3会議室	5,000	5,000	5,000		
	多目的室	6,500	6,500	6,500		
	玄関前広場	2,000	2,000	2,000		

2. 施設・設備・備品の使用料金

別表2

施設・設備・備品名	使用単位	使用料 単位円	備考
駐車場(註1)	30分未満は無料	400	
	30分以上3時間以内1台1回につき		
複写機	コピー1枚につき	10	
テント(註2)	一張	1,000	
机(註2)	一脚	100	
椅子(註2)	一脚	30	

* 註1 公用車・障害者および特認団体が駐車場を使用する場合、料金は無料。

* 註2 第22条が適用される備品。

* 註1 公用車・障害者が駐車場を使用する場合、料金は無料。

* 註2 第22条が適用される備品。

1. 部屋使用料金（「にこにこサークル」団体のみ適用）

別表3

団体名	使用室名	使用区分(時間) 単位円			備考
		朝(9~12)	昼(1~5)	夜(6~9)	
にこにこサークル (特認団体)	第1会議室	500	500	500	区分利用
	第2会議室	300	300	300	区分利用
	第3会議室	300	300	300	区分利用
	多目的室	400	400	400	区分利用
	松・菊(和室)	300	300	300	
玄関前広場	300	300	300	区分利用	